

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第 1 号									
物 件 名	菊池郡大津町 御大礼記念模範林 フルジョウ 古城団地									
施 業 区 分	主伐									
面 積	10.25 ha									
林 齢	55、66、68 年生									
樹 種	スギ	ヒノキ	ザツ							計
本 数	1,718	7,056	799							9,573
材 積 (m3)	1,361.10	3,982.76	168.43							5,512.29
区 分 の 表 示	・入札対象区域内の外周木に根極印 ^{ネゴクイン} を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。)・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)									
制 限 林 等										
搬 出 期 限	令和11年(2029年)9月28日(金)									
条 件 等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵 ^{カシ} があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失 ^{メツシツ} し、又は毀損 ^{キソン} した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	根極印 ^{ネゴクイン} が押印されている立木を伐採するときは、根極印が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	伐採後に枝条 ^{シジョウ} 及び端材 ^{ハザイ} (不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
8	溪流及び谷部 ^{シジョウ ウラキ} へ、枝条・末木等を放置してはならない。									
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。									
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。									
12	木材搬出路の設置に際し、林道菊池人吉線のガードレールを一時撤去する場合は、道路管理者である大津町建設課に対し法定外公共物施工承認申請書を行うこと。									
13	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
14	既設作業道の崩土除去及び不陸整正 ^{フリクセイセイ} 等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
16	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。									
17	『伐採及び伐採後の造林の届出書』を伐採を開始する90日前から30日前までの間に大津町へ提出すること。									
18	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。									
19	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札									
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28-51)									
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439									

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第 2 号										
物 件 名	阿蘇市 公有林野県行造林 井川谷団地										
施 業 区 分	主伐										
面 積	9.35 ha										
林 齢	72 年生										
樹 種	スギ	ヒノキ	ザツ								計
本 数	4,551	621	489								5,661
材 積 (m3)	2,788.75	447.14	79.22								3,315.11
区 分 の 表 示	・入札対象区域内の外周木に根極印を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。)・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)										
制 限 林 等	水源かん養保安林、阿蘇くじゅう国立公園(第3種特別区域)										
搬 出 期 限	令和11年(2029年)3月30日(金)										
条 件 等											
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。										
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵があっても、その担保の責任を負わない。										
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失し、又は毀損した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。										
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。										
5	根極印が押印されている立木を伐採するときは、根極印が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。										
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。										
7	伐採後に枝条及び端材(不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。										
8	溪流及び谷部へ、枝条・末木等を放置してはならない。										
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。										
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。										
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。										
12	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。										
13	既設作業道の崩土除去及び不陸整正等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。										
14	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。										
15	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。										
16	令和9年3月末を期限とする保安林内伐採許可申請を県庁森林整備課が申請を行う(令和8年6月受付分)。ただし、令和9年4月以降に伐採を行う(継続中も含む)場合は、年度毎に伐採許可申請を行う必要があるため、伐採をする年度の前年度の2月に県北広域本部阿蘇地域振興局林務課へ申請を行うこと。										
17	国立公園第3種特別地域内となるため、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所に立木の伐採許可申請を行うこと。なお、土地の形状変更を行う場合は別途許可を受ける必要がある場合があるため、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所に確認を行うこと。										
18	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県北広域本部阿蘇地域振興局林務課へ保安林内作業許可申請を行うこと。										
19	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。										
20	入札金額については公表するものとする。										
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札										
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28-51)										
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439										

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第 3 号										
物 件 名	阿蘇郡西原村 講和記念造林 俵山団地 タワラヤマ										
施 業 区 分	主伐										
面 積	9.89 ha										
林 齢	71 年生										
樹 種	スギ	ヒノキ	ザツ								計
本 数	5, 349	3, 550	902								9,801
材 積 (m3)	2,551.08	2,149.46	114.41								4,814.95
区 分 の 示 表	・入札対象区域内の外周木に根極印 ネゴクイン を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。)・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)										
制 限 林 等	水源かん養保安林										
搬 出 期 限	令和11年(2029年)3月30日(金)										
条 件 等											
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。										
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた暇疵 カシ があっても、その担保の責任を負わない。										
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失 メツシツ し、又は毀損 キソン した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。										
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。										
5	根極印 ネゴクイン が押印されている立木を伐採するときは、根極印が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。										
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。										
7	伐採後に枝条及び端材 シジョウ ハザイ (不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。										
8	溪流及び谷部へ、枝条 シジョウ ・末木 ウラキ 等を放置してはならない。										
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。										
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。										
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。										
12	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。										
13	既設作業道の崩土除去及び不陸整正 フリクセイセイ 等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。										
14	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。										
15	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。										
16	令和9年3月末を期限とする保安林内伐採許可申請を県庁森林整備課が申請を行う(令和8年6月受付分)。ただし、令和9年4月以降に伐採を行う(継続中も含む)場合は、年度毎に伐採許可申請を行う必要があるため、伐採をする年度の前年度の2月に県北広域本部阿蘇地域振興局林務課へ申請を行うこと。										
17	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県北広域本部阿蘇地域振興局林務課へ保安林内作業許可申請を行うこと。										
18	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。										
19	入札金額については公表するものとする。										
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札										
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28-51)										
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439										

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第 4 号									
物 件 名	上益城郡山都町 水源かん養林 栗林団地									
施 業 区 分	主伐									
面 積	15.89 ha									
林 齢	63, 67, 68, 89 年生									
樹 種	スギ	ヒノキ	マツ	ザツ						計
本 数	9, 874	2, 156	293	2, 065						14,388
材 積 (m3)	6,447.59	2,264.70	132.51	376.85						9,221.65
区 分 の 示	・入札対象区域内の外周木に根極印を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。)・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)									
制 限 林 等	水源かん養保安林									
搬 出 期 限	令和11年(2029年)9月28日(金)									
条 件 等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失し、又は毀損した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	根極印が押印されている立木を伐採するときは、根極印が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	伐採後に枝条及び端材(不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
8	溪流及び谷部へ、枝条・末木等を放置してはならない。									
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。									
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。									
12	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
13	既設作業道の崩土除去及び不陸整正等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
14	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。									
16	令和9年3月末を期限とする保安林内伐採許可申請を県庁森林整備課が申請を行う(令和8年6月受付分)。 ただし、令和9年4月以降に伐採を行う(継続中も含む)場合は、年度毎に伐採許可申請を行う必要があるため、伐採をする年度の前年度の2月に県央広域本部上益城地域振興局林務課へ申請を行うこと。									
17	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県央広域本部上益城地域振興局林務課へ保安林内作業許可申請を行うこと。									
18	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。									
19	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札									
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28-51)									
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439									

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第5号									
物件名	八代市 水源かん養林 仁田尾団地									
施業区分	主伐									
面積	7.79 ha									
林齢	59,74,80 年生									
樹種	スギ	ヒノキ	ザツ							計
本数	6,079	585	410							7,074
材積(m3)	3,185.01	318.80	52.65							3,556.46
区分の表示	・入札対象区域内の外周木に根極印 ^{ネゴクイン} を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。) ・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)									
制限林等	水源かん養保安林、九州中央山地国定公園(第3種特別区域)									
搬出期限	令和11年(2029年)3月30日(金)									
条 件 等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵 ^{カシ} があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失 ^{メシツ} し、又は毀損 ^{キソン} した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	根極印 ^{ネゴクイン} が押印されている立木を伐採するときは、根極印が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	入札対象区域に通ずる民有地において、通行時の留意点を明らかにした協定が締結されているため、通行にあたっては事前に県南広域本部林務課に連絡し、必要な指示を受けること。(別添協定位置図参照)									
8	伐採後に枝条 ^{シジョウ} 及び端材 ^{ハザイ} (不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
9	溪流 ^{シジョウ} 及び谷部 ^{ウラキ} へ、枝条・末木等を放置してはならない。									
10	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。									
11	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
12	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。									
13	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
14	既設作業道の崩土除去及び不陸整正 ^{フリクセイセイ} 等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
16	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。									
17	令和9年3月末を期限とする保安林内伐採許可申請を県庁森林整備課が申請を行う(令和8年6月受付分)。 ただし、令和9年4月以降に伐採を行う(継続中も含む)場合は、年度毎に伐採許可申請を行う必要があるため、伐採をする年度の前年度の2月に県南広域本部林務課へ申請を行うこと。									
18	国定公園第3種特別地域内となるため、県南広域本部林務課に立木の伐採許可申請を行うこと。なお、土地の形状変更を行う場合は別途許可を受ける必要がある場合があるため、県南広域本部林務課に確認を行うこと。									
19	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県南広域本部林務課へ保安林内作業許可申請を行うこと。									
20	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。									
21	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札									
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28-51)									
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439									

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第 6 号									
物 件 名	球磨郡球磨村 公有林野県行造林 スミトコ 炭床団地									
施 業 区 分	主伐									
面 積	6.93 ha									
林 齢	53, 64, 67 年生									
樹 種	スギ	ヒノキ	ザツ							計
本 数	279	7,072	183							7,534
材 積(m3)	346.18	3,063.19	18.01							3,427.38
区 分 の 示	・入札対象区域内の外周木に根極印 ネゴクイン を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。)・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)									
制 限 林 等										
搬 出 期 限	令和11年(2029年)3月30日(金)									
条 件 等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵 カシ があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失 メツシツ し、又は毀損した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	根極印 ネゴクイン が押印されている立木を伐採するときは、根極印 ネゴクイン が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	伐採後に枝条及び端材(不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
8	溪流及び谷部へ、枝条 シジョウ ・末木 ハゼイ 等を放置してはならない。									
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。									
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。									
12	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
13	既設作業道の崩土除去及び不陸整正等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
14	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。									
16	『伐採及び伐採後の造林の届出書』を伐採を開始する90日前から30日前までの間に球磨村へ提出すること。									
17	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。									
18	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札									
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28-51)									
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439									

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第7号									
物 件 名	球磨郡相良村 公有林野県行造林 黒川原団地 クロカワバル									
施業区分	主伐									
面　　積	9.93 ha									
林　　齢	56, 60, 66　年生									
樹　　　種	スギ	ヒノキ	ザツ							計
本　　　数	1, 104	7, 877	337							9,318
材 積 (m ³)	1,129.31	3,997.67	58.59							5,185.57
区 分 の 示 表	・入札対象区域内の外周木に根極印を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。) ・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)									
制限林等	水源かん養保安林									
搬出期限	令和11年(2029年)9月28日(金)									
条 件 等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失し、又は毀損した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	根極印が押印されている立木を伐採するときは、根極印が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	伐採後に枝条及び端材(不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
8	溪流及び谷部へ、枝条・末木等を放置してはならない。									
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。									
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。									
12	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
13	既設作業道の崩土除去及び不陸整正等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
14	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。									
16	令和9年3月末を期限とする保安林内伐採許可申請を県庁森林整備課が申請を行う(令和8年6月受付分)。ただし、令和9年4月以降に伐採を行う(継続中も含む)場合は、年度毎に伐採許可申請を行う必要があるため、伐採をする年度の前年度の2月に県南広域本部球磨地域振興局森林保全課へ申請を行うこと。									
17	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県南広域本部球磨地域振興局森林保全課へ保安林内作業許可申請を行うこと。									
18	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。									
19	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火)　午前10時00分　入札開始、即時開札									
入札場所	ホテル熊本テルサ　テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28-51)									
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班　川崎・若杉　TEL096-333-2439									

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第 8 号									
物 件 名	球磨郡水上村 紀元2600年記念造林 イワノ 岩野川内団地 ゴウチ									
施 業 区 分	主伐									
面 積	9.75 ha									
林 齢	60～85年生									
樹 種	スギ	ヒノキ	マツ	ザツ						計
本 数	4, 237	1, 632	47	436						6,352
材 積 (m3)	5,864.94	1,223.99	67.47	67.02						7,223.42
区 分 の 示	・入札対象区域内の外周木に根極印 ^{ネゴクイン} を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。) ・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)									
制 限 林 等	水源かん養保安林									
搬 出 期 限	令和11年(2029年)9月28日(金)									
条 件 等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵 ^{カシ} があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失 ^{メツシツ} し、又は毀損 ^{キソン} した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	根極印 ^{ネゴクイン} が押印されている立木を伐採するときは、根極印 ^{ネゴクイン} が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	伐採後に枝条 ^{シジョウ} 及び端材 ^{ハダ材} (不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
8	溪流及び谷部 ^{シジョウ} へ、枝条 ^{シジョウ} ・末木 ^{ウラキ} 等を放置してはならない。									
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。									
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。									
12	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
13	既設作業道の崩土除去及び不陸整正 ^{フリクセイセイ} 等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
14	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ ^等 、設置した施設は撤去しなければならない。									
16	令和9年3月末を期限とする保安林内伐採許可申請を県庁森林整備課が申請を行う(令和8年6月受付分)。 ただし、令和9年4月以降に伐採を行う(継続中も含む)場合は、年度毎に伐採許可申請を行う必要があるため、伐採をする年度の前年度の2月に県南広域本部球磨地域振興局森林保全課へ申請を行うこと。									
17	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県南広域本部球磨地域振興局森林保全課へ保安林内作業許可申請を行うこと。									
18	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。									
19	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札									
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28－51)									
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439									

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第 9 号									
物 件 名	球磨郡水上村 公有林野県行造林 上古川団地									
施 業 区 分	主伐									
面 積	7.53 ha									
林 齢	52 年生									
樹 種	スギ	ヒノキ	マツ	ザツ						計
本 数	545	5,156	67	51						5,819
材 積 (m3)	279.21	1,792.17	62.70	5.13						2,139.21
区 分 の 示	・入札対象区域内の外周木に根極印を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。) ・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)									
制 限 林 等	水源かん養保安林									
搬 出 期 限	令和10年(2028年)9月29日(金)									
条 件 等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失し、又は毀損した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	根極印が押印されている立木を伐採するときは、根極印が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	伐採後に枝条及び端材(不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
8	溪流及び谷部へ、枝条・末木等を放置してはならない。									
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。									
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。									
12	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
13	既設作業道の崩土除去及び不陸整正等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
14	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。									
16	令和9年3月末を期限とする保安林内伐採許可申請を行っている。 ただし、令和9年4月以降に伐採を行う(継続中も含む)場合は、年度毎に伐採許可申請を行う必要があるため、伐採をする年度の前年度の2月に県南広域本部球磨地域振興局森林保全課へ申請を行うこと。									
17	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県南広域本部球磨地域振興局森林保全課へ保安林内作業許可申請を行うこと。									
18	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。									
19	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札									
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28-51)									
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439									

令和8年度(2026年度) 県有林立木公売現場説明書

物件番号	第 10 号									
物件名	天草市 公有林野県行造林 オオエ 大江団地									
施業区分	主伐									
面積	8.25 ha									
林 齢	53 年生									
樹 種	スギ	ヒノキ	ザツ							計
本 数	633	5,176	2,187							7,996
材 積 (m3)	706.97	2,641.41	318.48							3,666.86
区 分 の 示	・入札対象区域内の外周木に根極印 ネゴクイン を押印するとともに、幹に白ペンキを塗布し表示している。(伐採区域に含む。) ・伐採区域外の立木には黄ペンキを塗布しているので、伐採しないこと。(塗布がない場合がある。)									
制限林等										
搬出期限	令和11年(2029年)3月30日(金)									
条 件 等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の4から7の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	県は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた暇疵 カシ があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他県の責めに帰することのできない理由により滅失 メツシツ し、又は毀損 キンソ した場合であっても、買受者は、県に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	跡地検査願の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、県に帰属する。この場合において、買受者が県に損害を及ぼしているときは、買受者は、県の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	根極印 ネゴクイン が押印されている立木を伐採するときは、根極印 ネゴクイン が跡地検査の重要な基礎となるので、それを伐根に残し、かつ、損傷しないようにしなければならない。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	伐採後に枝条 シジョウ 及び端材 ハダ材 (不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数力所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
8	溪流及び谷部 シジョウ ウラキ へ、枝条・末木等を放置してはならない。									
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、県と協議しなければならない。									
10	木材搬出路を新たに設置する場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することを原則とするが、復旧前に復旧方法等について県と協議しなければならない。									
12	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
13	既設作業道の崩土除去及び不陸整正等 フリクセイセイ の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
14	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミ屑が無いように清掃しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。									
16	『伐採及び伐採後の造林の届出書』を伐採を開始する90日前から30日前までの間に天草市へ提出すること。									
17	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。									
18	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)8月18日(火) 午前10時00分 入札開始、即時開札									
入札場所	ホテル熊本テルサ テルサルーム(熊本市中央区水前寺公園28－51)									
問い合わせ先	熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班 川崎・若杉 TEL096-333-2439									